

倉敷市児島モーターボート競走場選手宿舎整備事業

要求水準書

令和5年5月

倉敷市

目次

1. 総則	3
1 要求水準書の位置づけ	
2 本事業の基本理念と基本方針	
3 事業の範囲	
4 要求水準の変更	
5 優先順位	
6 事業スケジュール	
7 遵守すべき法令等	
2. 本事業における整備対象施設の概要等	11
1 敷地の概要	
2 整備対象施設等の概要	
3. 施設整備に関する要求水準	14
1 敷地計画	
2 建築意匠計画	
3 建築構造計画	
4 設備計画	
5 主要諸室の構成計画	
4. 業務実施に関する要求水準	37
1 共通事項	
2 設計業務に関する要求水準	
3 建設業務に関する要求水準	
4 工事監理業務に関する要求水準	
5 その他付随業務に関する要求水準	
別表1～6	49
別表1 設計業務着手時の提出物	
別表2 設計業務完了時の提出物	
別表3 建設業務着手時の提出物	
別表4 建設業務完了時の提出物	

別表 5 工事監理業務着手時の提出物

別表 6 工事監理業務完了時の提出物

倉敷市児島モーターボート競走場選手宿舎整備事業基本計画書・・・・・・・・・・・・・・・・別添

別紙資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別添

別紙資料 1 敷地関係資料

別紙資料 2 近隣ボーリングデータ (参考)

別紙資料 3 事務所棟地質調査報告書 (参考)

別紙資料 4 測量図 (平成 21 年度実施分) (参考)

別紙資料 5 平成 22 年度駐車場改修工事完成図 (参考)

1. 総則

1 要求水準書の位置づけ

倉敷市児島モーターボート競走場選手宿舍整備事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、倉敷市（以下「本市」という。）が、倉敷市児島モーターボート競走場選手宿舍整備事業（以下「本事業」という。）で整備する施設について、倉敷市児島モーターボート競走場選手宿舍整備事業基本計画を踏まえ、本市と事業契約を締結し本事業を実施する者（以下「事業者」という。）に対し本市が要求する機能や性能、品質の水準（以下「要求水準」という。）を規定するものである。要求水準は、要求水準書及び、倉敷市児島モーターボート競走場選手宿舍整備事業基本計画書（以下「基本計画書」という。）及び別紙資料により規定し、別紙資料は計画検討等の参考資料として取り扱うものとする（以下「要求水準書等」という。）。

また、倉敷市児島モーターボート競走場選手宿舍整備事業公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の参加者は、要求水準として具体的な仕様等が示された内容については、これを遵守して提案を行うことを原則とし、要求水準として具体的な仕様等が示されていない内容については、積極的に創意工夫を発揮した提案によりこれを定めることとする。

2 本事業の基本理念と基本方針

本事業は、基本理念を「時代の変化に対応した新しい選手宿舍」とし、次に掲げる5つの基本方針に基づいて実施するものとする。

- 1) 選手居室の完全個室化
- 2) カーボンニュートラル機能の導入
- 3) トレーニング・コンディショニングルームの設置
- 4) 利便性向上と不正防止対策
- 5) 地域への貢献

※詳細は、基本計画書を参照すること。

3 事業の範囲

本事業において、事業者が実施する業務範囲は、次のとおりとする。

(1) 事前調査業務

- ア 敷地測量調査
- イ 敷地内の埋設物調査（配管、配線等を含む）
- ウ 地質及び土質調査
- エ その他、業務実施に必要な事前調査

(2) 設計業務

- ア 選手宿舍の建設工事に係る基本設計・実施設計
- イ 敷地の造成工事に係る基本設計・実施設計

- ウ 外構整備工事に係る基本設計・実施設計
- エ 事業実施に伴う無料駐車場の改修工事に係る基本設計・実施設計
- オ 事業実施に伴う既存選手宿舎エリアの改修工事に係る基本設計・実施設計
- カ 上記ア～オに係る許認可及び各種申請等の行政手続き
- キ 選手宿舎のZEB認証手続き（建築物省エネルギー表示制度（BELS）の申請手続き）

(3) 建設業務

- ア 選手宿舎の建設工事
- イ 敷地の造成工事
- ウ 外構整備工事
- エ 事業実施に伴う無料駐車場の改修工事
- オ 事業実施に伴う既存選手宿舎エリアの改修工事
- カ 上記ア～オに係る許認可及び各種申請等の行政手続き

(4) 工事監理業務

- ア 選手宿舎の建設工事に係る工事監理
- イ 敷地の造成工事に係る工事監理
- ウ 外構整備工事に係る工事監理
- エ 事業実施に伴う無料駐車場の改修工事に係る工事監理
- オ 事業実施に伴う既存選手宿舎エリアの改修工事に係る工事監理
- カ 上記ア～オに係る許認可及び各種申請等の行政手続き

(5) その他事業実施に必要な業務

- ア 家具、什器、備品等（以下「家具等」という。）の計画業務
- イ コストマネジメント業務
- ウ 完成検査及び契約不適合責任点検業務
- エ 本市等が別途発注する業務との連携、及び調整業務
- オ 近隣等対策業務
- カ その他業務を実施する上で必要な関連業務

(6) 対象外とする業務

- ア 家具等（備品として明記されているものに限る。）
注）厨房機器、下足入れ等の備品と明記されていない造作家具類は対象業務に含む。
- イ 既存選手宿舎からの引越し業務

4 要求水準の変更

(1) 技術提案等による変更

参加者は、本プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、要求水準書等に示された内容に対して変更の技術提案、VE提案（以下「技術提案等」という。）を行うことが

できる。そのうちVE提案については、要求水準書等の意図をよく理解した上で行うこととし、本市がVE提案採用の可否を判定し、「可」と判断された内容については、要求水準書等に示された内容を変更することができることとする。

なお、VE提案については、実施要領の定めに従うこととする。

(2) 本市による変更

本市は、本事業の履行期間中に、法令等の変更、災害の発生、その他特別の理由による業務内容の変更の必要性により、要求水準書等の見直し及び変更を行うことがある。要求水準書等の変更に伴い、受注者が行う業務内容等に変更が生じるときは、事業契約書の規定に従い所定の手続きを行うこととする。

5 優先順位

参加者が技術提案等を行うにあたり、各図書の優先順位は、以下のとおりとする。

- 第1：質問回答書
- 第2：実施要領
- 第3：要求水準書
- 第4：基本計画書

6 事業スケジュール

本事業のスケジュールは下表のとおりとし、事業期間は、事業契約締結の日から令和8年6月30日とし、同8月1日からの供用開始を予定している。ただし、事業者の提案により工事目的物の引渡し及び事業の完了を前倒しすることを可能とする。

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
事業者選定	選定・契約			
基本設計 実施設計		基本設計	実施設計・申請	
敷地造成		許可申請・設計・施工		
選手宿舎建設			約12か月	
引越し				供用開始

7 遵守すべき法令等

事業者は、本事業の実施において、関係法令等を遵守しなければならない。なお、関係法令及び条例等に基づく許認可及び届出等が必要な場合は、手数料等を除き事業者の負担により、当該許認可及び届出等を取得し、提出しなければならない。

なお、関係法令等の内容と要求水準書等の記載内容に食い違い等があるときは、関係法令等の内容が優先するものとする。ただし、要求水準書等の記載内容が関係法令等の内容を上回るときは、原則その限度で要求水準書等の記載内容が優先するものとするが、技術提案等により変更することは可とする。ただし事業者は、自らの責任においてその食い違い等の有無や内容を精査した上、本事業を実施しなければならないこととする。

(1) 法令等

本業務の実施にあたり、下記に示す関係法令等（施行令、施行規則及び関係通知等の一切を含む。）を遵守すること。

- ・ モーターボート競走法
- ・ ギャンブル等依存症対策基本法
- ・ 地方自治法
- ・ 建築基準法
- ・ 建築士法
- ・ 都市計画法
- ・ 景観法
- ・ 消防法
- ・ 道路法
- ・ 道路交通法
- ・ 水道法
- ・ 下水道法
- ・ 電気事業法
- ・ ガス事業法
- ・ 電波法
- ・ 警備業法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律
- ・ 環境影響評価法

- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準
- ・水質汚濁防止法
- ・建設業法
- ・労働安全衛生法
- ・振動規制法
- ・騒音規制法
- ・悪臭防止法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・石綿障害予防規則
- ・官公庁施設の建設等に関する法律
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・災害対策基本法
- ・土壌汚染対策法
- ・環境基本法
- ・大気汚染防止法
- ・振動防止法
- ・興行場法
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- ・フロン排出抑制法
- ・電気通信事業法
- ・地方公営企業法
- ・その他必要な法令

(2) 条例等（施行規則等含む。）

本業務の実施にあたり、下記に示す条例等（施行規則及び関係通知等の一切を含む。）を遵守すること。

- ・建築物等の制限に関する条例
- ・岡山県建築基準法施行細則
- ・岡山県防災対策基本条例
- ・岡山県福祉のまちづくり条例
- ・岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例
- ・岡山県環境基本条例
- ・岡山県自然保護条例

- ・岡山県環境への負荷の低減に関する条例
- ・岡山県快適な環境の確保に関する条例
- ・倉敷市建築基準法施行細則
- ・倉敷市中高層建築物等の建築に関する指導要綱
- ・倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例
- ・倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例施行規則
- ・倉敷市福祉のまちづくり条例
- ・都市計画法施行細則
- ・倉敷市都市計画法に係る開発行為の許可等の基準に関する条例
- ・倉敷市都市景観条例
- ・倉敷市屋外広告物条例
- ・倉敷市火災予防条例
- ・倉敷市水道法施行細則
- ・倉敷市水道条例
- ・倉敷市下水道条例
- ・倉敷市安全安心まちづくり推進条例
- ・倉敷市環境基本条例
- ・倉敷市自然環境保全条例
- ・倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- ・倉敷市公共建築物ゼロカーボン指針

(3) 適用基準

本事業の実施にあたって適用する基準は、下記に掲げる図書の最新版とし、これにより難しい場合は、本市と協議を行うものとする。なお、下記にない場合は、国土交通省大臣官房庁営繕部が制定又は監修したものを優先する。適用基準等で市販されているものについては、必要に応じて事業者の負担により備えるものとする。

a 共通

図書名	制定・監修
岡山県建築物耐震対策等基本方針	岡山県土木部建築指導課
床面積の算定方法の解説	国土交通省住宅局建築指導課
官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説	国土交通省大臣官房官庁営繕部
官庁施設の基本的性能基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部
官庁施設の企画書及び設計説明書作成要領	国土交通省大臣官房官庁営繕部
官庁施設の総合耐震診断・改修基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部
官庁施設の環境保全性基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部
官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部

官庁施設の防犯に関する基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部
公共建築工事積算基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部
公共建築工事共通費積算基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部
公共建築工事標準単価積算基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部
建設工事に伴う騒音振動対策技術指針	国土交通省大臣官房官庁営繕部
建築工事における建設副産物管理マニュアル	国土交通省大臣官房官庁営繕部
建設副産物適正処理推進要綱の解説	国土交通省大臣官房官庁営繕部
工事写真の撮り方	国土交通省大臣官房官庁営繕部
建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料評価名簿	国土交通省大臣官房官庁営繕部

b 建築

図書名	制定・監修
建築設計基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部
建築工事設計図書作成基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部
建築工事標準詳細図	国土交通省大臣官房官庁営繕部
擁壁設計標準図	国土交通省大臣官房官庁営繕部
公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	国土交通省大臣官房官庁営繕部
建築工事監理指針（建築工事編）	国土交通省大臣官房官庁営繕部
公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	国土交通省大臣官房官庁営繕部
建築改修工事監理指針（建築工事編）	国土交通省大臣官房官庁営繕部
公共建築木造工事標準仕様書	国土交通省大臣官房官庁営繕部
建築構造設計基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部
鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説	日本建築学会
高力ボルト接合設計施工ガイドブック	日本建築学会
場所打ちコンクリート杭施工指針・同解説	日本建築学会
溶接工作規準	日本建築学会
建築鉄骨設計基準及び同解説	国土交通省大臣官房官庁営繕部
構内舗装・排水設計基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部
敷地調査共通仕様書	国土交通省大臣官房官庁営繕部
官庁施設の基本的性能基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部
官庁施設の企画書及び設計説明書作成要領	国土交通省大臣官房官庁営繕部
官庁施設の総合耐震計画基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部
官庁施設の環境保全性に関する基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部
官庁施設の環境保全性に関する診断・改修計画基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部
官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部

省エネルギー建築設計基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部
環境配慮型官公庁建設設計指針	国土交通省大臣官房官庁営繕部

c 建築積算

図書名	制定・監修
公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）	国土交通省大臣官房官庁営繕部
公共建築工事積算基準の解説（建築工事編）	国土交通省大臣官房官庁営繕部
建築数量積算基準・同解説	建築コスト管理システム研究所

d 設備

図書名	制定・監修
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	国土交通省大臣官房官庁営繕部
電気設備工事監理指針	国土交通省大臣官房官庁営繕部
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）	国土交通省大臣官房官庁営繕部
公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）	国土交通省大臣官房官庁営繕部
建築改修工事監理指針（電気設備工事編）	国土交通省大臣官房官庁営繕部
自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備工事基準書	日本火災報知機工業会
消防用設備等の技術基準	全国消防長会中国支部
公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	国土交通省大臣官房官庁営繕部
機械設備工事監理指針	国土交通省大臣官房官庁営繕部
公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）	国土交通省大臣官房官庁営繕部
公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）	国土交通省大臣官房官庁営繕部
建築改修工事監理指針（機械設備工事編）	国土交通省大臣官房官庁営繕部
建築設備計画基準・同要領	国土交通省大臣官房官庁営繕部
建築設備設計基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部
建築設備耐震設計・施工指針	日本建築センター
建築設備設計計算書作成の手引	国土交通省大臣官房官庁営繕部
雨水利用・排水再利用設備計画基準・同解説	国土交通省大臣官房官庁営繕部
建築設備工事設計図書作成基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部
官庁施設の環境保全性に関する基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部
給水装置施行基準	倉敷市水道局

e 設備積算

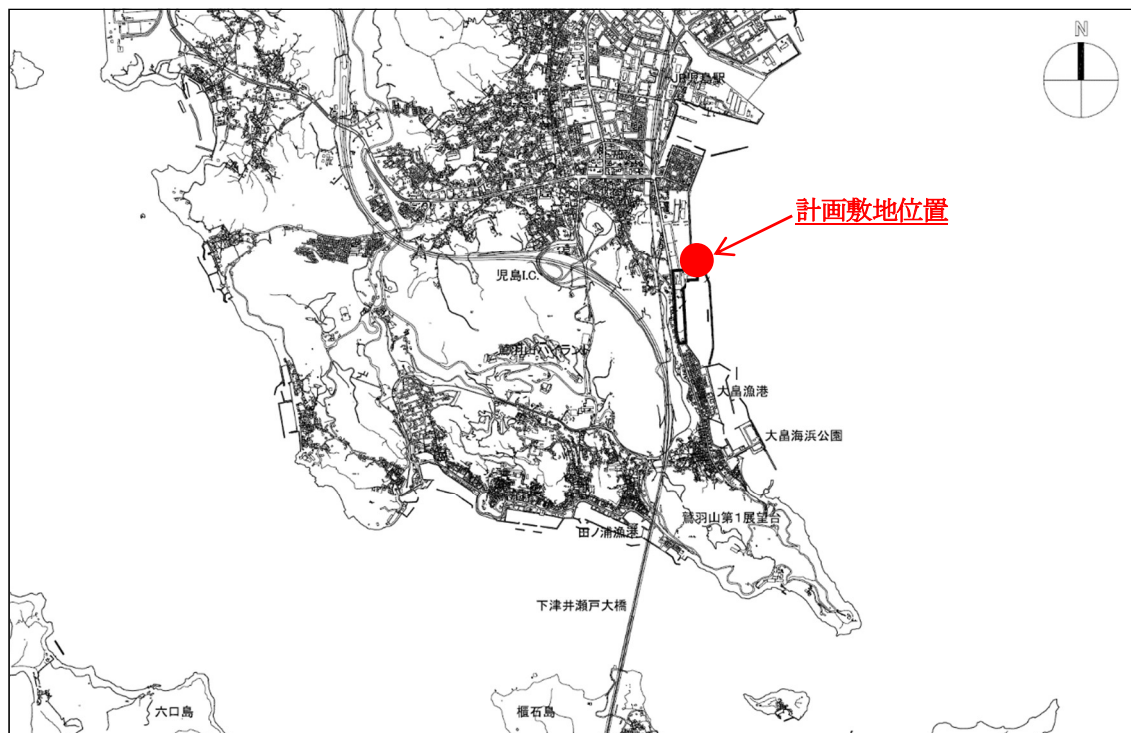
図書名	制定・監修
公共建築工事積算基準の解説（設備工事編）	国土交通省大臣官房官庁営繕部
建築設備数量積算基準・同解説	建築コスト管理システム研究所
公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）・同解説	国土交通省大臣官房官庁営繕部

2. 本事業における整備対象施設の概要等

1 敷地の概要

計画敷地の基本的な条件については、以下のとおりであるが、事業者においても適宜確認して提案を行うこと。

(1) 計画敷地の位置



(2) 計画敷地の概要

項目	内容																					
所在地	岡山県倉敷市児島元浜町88-7外 ◆敷地一覧 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地名・地番</th> <th>地目</th> <th>所有者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>88-7の一部</td> <td>宅地</td> <td>倉敷市</td> </tr> <tr> <td>88-8の一部</td> <td>用悪水路</td> <td>倉敷市</td> </tr> <tr> <td>88-9の一部</td> <td>宅地</td> <td>倉敷市</td> </tr> <tr> <td>88-22の一部</td> <td>雑種地</td> <td>倉敷市</td> </tr> <tr> <td>783-2の一部</td> <td>雑種地</td> <td>倉敷市</td> </tr> <tr> <td>785-3の一部</td> <td>雑種地</td> <td>倉敷市</td> </tr> </tbody> </table>	地名・地番	地目	所有者	88-7の一部	宅地	倉敷市	88-8の一部	用悪水路	倉敷市	88-9の一部	宅地	倉敷市	88-22の一部	雑種地	倉敷市	783-2の一部	雑種地	倉敷市	785-3の一部	雑種地	倉敷市
地名・地番	地目	所有者																				
88-7の一部	宅地	倉敷市																				
88-8の一部	用悪水路	倉敷市																				
88-9の一部	宅地	倉敷市																				
88-22の一部	雑種地	倉敷市																				
783-2の一部	雑種地	倉敷市																				
785-3の一部	雑種地	倉敷市																				
敷地面積	2,953.24 m ²																					
都市計画区域の内外の別等	都市計画区域内 市街化区域																					
用途地域	準工業地域																					

項目	内容
指定建ぺい率	60%
指定容積率	200%
防火地区	指定なし（法22条区域）
その他地域地区	大規模集客施設制限地区
前面道路	12.5m（敷地西側で接道） 岡山県道21号線（主要地方道岡山・児島線）
道路斜線制限	勾配1/1.5 適用距離20m
隣地斜線制限	勾配1/2.5 立上り31m
北側斜線制限	規制対象外
絶対高さ制限	規制対象外
日影規制	規制対象外 ※隣接地域の第一種住居地域 3h（5m）/5h（10m） 測定高さ4m
埋蔵文化財	該当なし
上水道	上水道供給区域
下水道	公共下水道処理区域
電気	中国電力管内
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地質及び土質調査は本業務に含むが、別紙資料に近隣のボーリングデータを参考に提示する ・その他記載以外の事項については、事業者において調査を行うこと

2 整備対象施設等の概要

- 1) 施設名称 : 倉敷市児島モーターボート競走場選手宿舎
- 2) 主要用途 : 寄宿舍
 - ・建築基準法 別表第一（い）欄（2）項
 - ・平成31年国土交通省告示第98号 別添二第六号第1類
- 3) 主要構造 : 鉄筋コンクリート造（耐火建築物）
 - ・異なる構造形式の提案も可とするが、鉄骨造を提案する場合は、構造体計画供用年数、及び塩害に対する具体的な提案により、基本計画と同等以上の性能、品質が確保できることを必須条件とする。

4) 階 層 : 地上3階 塔屋1階

- ・異なる階層の提案も可とするが、選手の動線、敷地の利用計画等に対しての具体的提案により、基本計画と同等以上の性能、品質が確保できることを必須条件とする。

5) 建築面積 : 1, 135. 58㎡ (基本計画書による)

- ・意匠的工夫、事業費抑制、工期短縮などの合理的理由により、異なる提案も可とするが、基本計画と同等以上の性能、品質が確保できることを必須条件とする。

6) 延べ面積 : 2, 587. 90㎡ (基本計画書による)

- ・意匠的工夫、事業費抑制、工期短縮などの合理的理由により、異なる提案も可とするが、基本計画と同等以上の性能、品質が確保できることを必須条件とする。

7) 各階床面積: 1階 1, 112. 10㎡ (基本計画書による)

2階 720. 80㎡ (基本計画書による)

3階 720. 80㎡ (基本計画書による)

塔屋 34. 20㎡ (基本計画書による)

- ・意匠的工夫、事業費抑制、工期短縮などの合理的理由により、異なる提案も可とするが、基本計画と同等以上の性能、品質が確保できることを必須条件とする。

8) 最高高さ : 15. 30m (基本計画書による)

- ・意匠的工夫、事業費抑制、工期短縮などの合理的理由により、異なる提案も可とするが、基本計画と同等以上の性能、品質が確保できることを必須条件とする。

9) 構造安全性: 建築物の設計における耐震安全性の目標及び保有すべき性能は下記のとおりとする。

ア 構造体耐震安全性	Ⅲ類
イ 非構造部材耐震安全性	B類
ウ 建築設備耐震安全性	乙類
エ 構造体計画供用年数	標準以上

10) 環境配慮: 建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS) による省エネルギー評価において ZEB Ready 以上の認証を得られる施設とする。

11) イニシャルコストだけでなく、ランニングコストも含めたライフサイクルコストの縮減に配慮し、維持管理、運営しやすい施設とする。また、防犯性、選手管理、不正防止等の観点から、死角が少なく見通しのよい施設とする。

3. 施設整備に関する要求水準

1 敷地計画

(1) 造成計画

ア 計画敷地は、現況より約50cm～1.0m程度の嵩上げを行い、その高さを設計G.Lとして設定する。なお設定高さについては、事業者が計画敷地、及びその周囲の測量を実施し、現況地盤高さを把握した上で、津波等の浸水高さを考慮し、1階F.Lに浸水しない高さに計画すること。

基本計画では、設計G.L=T.P+2.50、1階F.L=T.P+3.00程度を想定している。

イ 計画敷地の造成は、外周にコンクリート擁壁を設置して行い、擁壁上部には目隠し及び侵入防止用のフェンスを設置して不正防止となるように計画すること。

ウ 既存選手宿舎との敷地境界にある既存擁壁については、耐久性等を調査し、撤去又は再利用等の計画を行うこと。

エ 現況地盤高さから造成高さへのスロープについては、既存選手宿舎へのアプローチスロープと一体的な計画を行うこと。

(2) 排水計画

ア 計画敷地外周に側溝を設置し、東側海面へ放流する排水を計画すること。

イ 事業実施に伴う無料駐車場の排水を計画すること。

ウ 計画敷地の地中を横断する暗渠配管のマンホールの嵩上げを行うこと。

(3) 無料駐車場の改修計画

ア 事業実施に伴う駐車区画線、排水施設、工作物等の改修を計画すること。

2 建築意匠計画

(1) 配置計画

ア 建物周囲には車両が通行できる程度の空気を計画すること。

イ 厨房への食材等の搬入動線、委託業者の建物への進入動線等は極力西側の敷地入口に近い場所に計画し、選手動線との分離を図ること。

ウ 選手宿舎から競技棟への動線を計画すること。

エ 選手管理を考慮した適切な場所に施錠可能な門扉を設置すること。なお南西の入口部分には、大型門扉のほかに人が通行するための門扉を設置し、インターフォン(カメラ付き)により確認後、解錠(事務室から操作)できるようにシステムを計画すること。

オ 外周には目隠しと侵入防止を目的としたフェンス(H=2500程度)を設置すること。特に東側護岸からの視線には特に配慮して計画すること。

カ 条例による必要な緑地を敷地内に計画すること。

キ 敷地内にある暗渠水路と建物基礎の離隔を3.5m程度確保すること。

ク 敷地内はエントランスに向けて勾配を計画し、1階F.L=T.P+3.00程度となるように計画すること。

ケ 安全でわかりやすい配置計画とし、避難誘導や救助活動が容易に行えるように配慮して計画すること。

(2) 外観計画

ア 隣接する倉敷市児島モーターボート競走場の既存建物（競技棟、事務所棟、入場門棟等）との調和に配慮するとともに、ボートレースの選手宿舎としてふさわしい外観とすること。

イ 温室効果ガス削減や機能性を重視したデザインとするとともに、ボートレースや児島地域を象徴するようなコンセプトを提案し、それに基づいたデザイン計画とすること。

ウ 選手居室等の窓の配置については、周囲建物との視線の交錯に配慮すること。

エ 外部仕上げは、耐久性、維持管理、更新性だけではなく、デザイン性にも配慮した計画とすること。

(3) 平面計画

ア 各室の配置に計画にあたっては、「3.5 主要諸室の構成計画」に示す要求水準を踏まえた上で、その特性を十分把握して選手動線、利便性、安全性、防災性（避難計画など）、選手管理計画、遮音性等を考慮した計画とすること。

イ 主要諸室を構成する各エリアのゾーニングは、使用形態やセキュリティ計画、選手管理計画を考慮して行うこと。

ウ 合理的で効率的な動線計画とし、選手生活や選手管理を考慮すること。

エ 将来的な改修の容易性に配慮すること。

オ エレベーターは不要とするため、階段の計画には特に配慮すること。

カ 屋上に避難スペース（60人分）を確保すること。

キ 選手居室外側には、メンテナンス用のバルコニーを計画すること。

ク 委託業者と選手の動線は分離すること。

(4) 断面計画

ア 天井内のダクト、配管、配線ラック等と構造体（特に大梁）の関係性を十分に考慮した計画とすること。

イ 配管ピットの採用を経済性、更新性等の各方面から検討すること。

ウ 将来的な改修や日常点検などの維持管理に配慮し、経済的な断面計画とすること。

エ 各室の天井高さについては、窓、空調設備、排煙設備、経済性、維持管理性、意匠性等の各方面から検討すること。

(5) 仕上げ計画

ア 外装等の仕上げは「3.2(2) 外観計画」に示すほか、構造躯体の保護、塩害等を考慮すること。

イ 仕上げ材は、環境にやさしく長寿命で耐久性に優れ、かつ清掃や補修など日常的な維持

- 管理が容易なものを選定すること。
- ウ 各室の用途、要求水準に応じて断熱、吸音、遮音性能を十分検討して計画すること。
 - エ 地震時の剥落、落下による二次災害抑制に配慮した仕上げ材とすること。
 - オ 危険な凹凸を避ける等、怪我をしない素材を選定し安全性に配慮すること。
 - カ 選手が利用する居室、食堂、トイレ、浴室等の仕上げ材は抗菌、抗ウイルス、消臭等、機能性のある材料の選定を検討すること。
 - キ 廊下や階段の腰壁は、キャリーケースなどによる傷や、汚れ等の防止に配慮した材料を選定すること。
 - ケ ノンワックスの材料を選定するなど、日常の維持管理に配慮すること。
 - コ 快適な生活空間を提供できるよう、色彩計画には十分に配慮すること。
 - サ 用途、コスト等を考慮し、可能な範囲で木質化を図ること。

(6) 選手管理計画

- ア 選手が使用するエリアの外部建具は、すりガラス、型板ガラス、又はフィルム貼り等により外部との視線交錯を遮断する計画とすること。
- イ 選手が使用するエリアの外部建具は、開口制限ストッパー等により開放を制限できる計画とし、開口制限ストッパー等は、鍵付き又は専用器具等により操作制限が可能なものを計画すること。ただし、代替進入口となる建具については、外部から開放操作が可能な機能を有するものとするなど、法令に適合するよう検討すること。
- ウ 投石等による破損を考慮し、強化ガラス等の採用を計画すること。
- エ 選手監督室から風除室、エントランスホール、階段からの選手動線が見通せるように配慮すること。
- オ 支部事務室、支局事務室から風除室及び出入口周囲が見渡せるように配慮すること。
- カ 入り組んだ廊下としないなど、死角が少なく見通しの良い計画とすること。
- キ 監視カメラ（別途）や電波遮断装置（別途）の設置計画について、設備計画と併せて検討すること。

(7) 環境配慮計画

- ア 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）による省エネルギー評価においてZEB Ready以上の認証を得られる建物性能として計画すること。
- イ 屋上に太陽光発電設備の設置スペースを確保すること（発電容量等については電気設備の項を参照）。
- ウ 外部建具のガラスは、複層ガラス（Low-Eガラス）の採用を基本とすること。
- エ 廃棄物の発生を抑制するとともに、資材の再利用、再生利用を促進する資源循環型社会の構築に向けて、本事業の建設業務においても積極的に再生資材等の活用を検討すること。
- オ 自然換気システム、自然エネルギーの活用等の検討を積極的に行うとともに、維持管理コストの低減にも配慮すること。

(8) 維持管理計画

- ア 建物の長寿命化に配慮し、ライフサイクルコスト低減効果の高い施設とすること。
- イ 冷暖房負荷の低減を図り、電気、ガス、水道等の水光熱費の抑制に配慮すること。
- ウ 設備更新や維持管理を容易に行うことができるよう配慮すること。

(9) サイン計画

- ア わかりやすく、視認性に優れたサインとすること。
- イ レースごとに男子選手、女子選手の割合が異なるため、浴室、トイレ、洗面所等、随時変更対応が必要なサインがあることを考慮した計画とすること。
- ウ 外部サイン（字体等を含む。）のデザインは、ボートレース児島の各建物との調和に配慮したものとする。
- エ 内外の建築意匠と一体感のあるデザインとなるよう検討すること。

3 建築構造計画

(1) 耐震性能

- ア 施設の耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」に基づき、次の基準以上とすること。なお、ここに記載しない項目については、「官庁施設の基本的性能基準」と同等の水準を確保すること。
 - a 構造体耐震安全性 III類
 - b 非構造部材耐震安全性 B類
 - c 建築設備耐震安全性 乙類
- イ 人命の安全確保を目標とし、大地震時において著しい耐力低下が生じない性能を確保すること。なお、重要度係数は、 $I=1.0$ を採用し、地震地域係数は、国土交通省告示第1793号に基づき $Z=0.9$ を採用する。
- ウ 一次設計時の地震層せん断力係数は $C_0=0.2$ とし、建築基準法による許容応力度等計算、又は保有水平耐力計算を満足させ、建物の平面剛性、立面剛性に配慮した計画とすること。
- エ 耐風性能は、地方区分に従い基準風速は 32 m/s とし、海岸線からの距離が近い場合、地表面粗度区分はIIとする。
- オ 倉敷市建築基準法施行細則第19条の2により垂直積雪量を設定すること。
- カ 建築基準法に基づく最適な構造計算ルートを選択し、構造耐力上十分に安全な計画とすること。

(2) 耐久性能

- ア 原則として構造形式は鉄筋コンクリート造とし、建築工事標準仕様書／同解説 J A S S 5鉄筋コンクリート工事（日本建築学会）に定める耐久性能「標準（計画供用期間おおよそ65年）」を確保すること。

イ 海岸線に近接しているため、塩害等の影響を考慮した対策を行うこと。また、鉄骨造を提案する場合についても、鉄筋コンクリート造の場合と同等の耐久性能を確保するものとし、海岸線に近接していることを考慮した防錆等の適切な措置を行うこと。

ウ 非構造部材等の耐用年数が短いものは、合理的かつ経済的に維持管理、更新が行えるよう、建設材料、納まり等を検討すること。

(3) 基礎構造

ア 基本計画における基礎構造は、杭基礎を想定しており、基盤の花崗風化岩を支持層（N値60以上）として支持させる計画としているが、地質調査の結果に基づき最適な基礎形式を検討すること。

イ 基礎形式の選定にあたっては、不同沈下等により建物に有害な支障を与えることなく、上部構造を安全に支持し、経済性に配慮して形式、工法を定めること。

ウ 水平力の設計は、上部構造の機能確保に有害な影響を与えるような損傷を生じないよう十分配慮すること。

エ 地盤掘削等に伴う地中応力度の変化が、計画敷地周囲の工作物等に影響を及ぼさないよう十分配慮した設計とすること。工作物に影響を与えるおそれがある場合は、山留め壁等の計画を行うこと。

4 設備計画

(1) 一般事項

ア 設備方式、機器選定、施工にあたっては、耐久性、信頼性、耐震性、維持管理性、省エネルギー性、安全性、更新性、メンテナンス性に配慮した計画とすること。

イ 各種設備の更新、メンテナンスを考慮し、各設備シャフト内はゆとりのある計画とし、原則として点検扉を設置すること。

ウ 各設備機器は、用途等に応じてリスク分散、冗長性に配慮して選定し、故障時にも速やかに修理対応が可能なものとし、交換、保守部品が容易に入手可能なものを計画すること。

エ ライフサイクルコストの低減に配慮すること。

オ 各インフラの引込み、施工にあたって必要な協議は、各インフラ供給業者及び倉敷市担当部局と協議を行うこと。

カ 建築設備は、良好な室内環境（温度、湿度、照度等）を維持、調整できる計画とすること。

キ 環境に配慮した資材の採用等を行うこと。

ク 再生可能エネルギーの活用等、各種の省エネルギー手法の採用を計画すること。

(2) 電気設備

ア 受変電設備

- a キュービクル式とし、屋外若しくは屋内に設置を行うこと。屋外に設置する場合には、SUS製等の対候性及び耐塩害に優れた構造とすること。また、将来の負荷増設に対応

- 可能とするため、トランスの1ランク以上のサイズアップに対応できるようにすること。
- b 引込柱を県道との敷地境界に新規に設置し、高圧6,600Vで受電し、引込ケーブルは引込柱から地中埋設にてハンドホール等を経由し受電キュービクルへ引入れること。
(将来用配管含む。)
 - c 引込柱へ設置する気中負荷開閉器(PAS)はSUS製VT、LA内蔵GR付、方向性とする事。
 - d 高圧トランスは超高効率のアモルファス変圧器とする事。
 - e デマンド監視装置の設置を計画すること。

イ 幹線・動力設備

- a 動力設備は各動力・制御盤及び当該盤の一次配線や負荷間のケーブルラック・配管及び配線とする。
- b 動力盤は将来増設用にブレーカスペースを適切に見込むこと。
- c 幹線は途中での接続や幹線分岐を行わないこと。

ウ 電灯設備

- a 電灯設備は各電灯盤及び当該盤の一次配線や機器へのケーブルラック・配管及び配線とする。
- b 選手監督室からトレーニングルームや娯楽談話室等の照明及び選手居室等の照明やコンセント(冷蔵庫用コンセントは除く。)についてリモコンスイッチ等による集中管理ができるシステムとする事。
- c 電灯盤は将来増設用のリモコンリレー・T/Uスペース、予備ブレーカやブレーカスペース等を適切に見込むこと。
- d 各事務所、会議室、選手監督室等の施設照明はLED超省エネタイプとする事。
- e 選手居室の照明は取替が容易なシーリングライトとし、リモコンにて調光・調色ができるものとする。また予備品として1割程度納品すること。
- f 共用部である廊下、階段、更衣室、給湯室、トイレ、倉庫等の照明は人感センサーによるON・OFF制御や調光制御を採用し省エネを図ること。
- g 防犯・安全等の目的により屋外照明を適切に設置すること。

エ コンセント設備

- a 「3.5 主要諸室の構成計画」に記載している機器・備品を考慮すると共に、部屋の用途及び目的に応じた取付位置、型式、数量及び容量とする事。また将来の拡張性に配慮すること。
- b 1箇所2口E付コンセントを基本とし、落雷サージ対策をすること。
- c 共用部には適切な維持管理ができるよう適宜コンセントを設けること。

オ 構内電話交換設備

- a 通信事業者による電話回線を県道より地中埋設にて選手監督室端子盤に引き込むため

の配管を設けること。(将来用配管含む。)

- b 交換機、電話機、FAXは本工事範囲外とする。
- c 選手監督室端子盤内に交換機を設置するためのスペース及び電源を設けること。
- d 電話機を設置するために支局事務所、理事室、支部事務所、執行役員室、選手監督室、選手監督宿泊室、管理人室、会議室、応接室、厨房事務室等に空配管等をEPS（弱電端子盤）から設けること。
- e 隣接する倉敷市児島モーターボート競走場と内線通話が可能とするための空配管を設けること。

カ 構内情報通信設備

- a 通信業者による光インターネット回線を県道より地中埋設にて選手監督室端子盤に引き込むための空配管を設けること。(将来用配管含む。)
- b 光回線終端装置(ONU)を選手監督室端子盤に設置できるようスペース及び電源を設けること。
- c 支局事務所、理事室、支部事務所、執行役員室、選手監督室、会議室等に競走会用イントラネットを使用するために、選手監督室端子盤内等にHUBスペースや必要な箇所に空配管を設けること。
- d 選手宿舍と隣接する倉敷市児島モーターボート競走場間にイントラネット用空配管を設けること。

キ テレビ共同受信設備

- a 支局事務所、理事室、支部事務所、執行役員室、会議室、応接室、選手食堂、選手監督室、サウナ室及び選手居室等でテレビが視聴できるようにすること。
- b スカパーのJLC番組1chを各部屋のテレビで視聴できるようにすること。
- c ボートレース児島からのレース実況放送を引込み、支局事務所、理事室、支部事務所、執行役員室等で視聴することができること。
- d 倉敷ケーブルテレビによるCATV回線を県道より地中埋設にて選手監督室端子盤に引き込むための空配管を設けること。(将来用配管含む。)
- e 屋上に塩害に考慮した材質のUHF、BS・CS及びスカパーのアンテナ等を設置すること。

ク 放送設備

- a 選手監督室から全館、選手居室、屋外部分などに放送ができるようにすること。また、別途工事で準備する電話機からページング放送が可能とすること。
- b 1階の支局事務所、理事室、支部事務所、執行役員室、会議室、応接室等はアッテネータを設置すること。
- c 共用部等のスピーカは必要に応じてアッテネータ付とすること。
- d 大会議室に放送機器ラック(別途)用のスピーカやレピーター盤等を設置すること。

ケ インターホン設備

- a 門扉にカメラ付ドアホン、支局事務所、支部事務所、選手監督室、厨房事務所にモニター付きインターホンを設置し、来訪者を見ながらの通話が可能とすること。また、同場所で門に設置する電気錠の開錠が行えること。
- b 厨房にコードレス型モニター付インターホン子機を設置すること。

コ 防犯設備

- a 非常階段上部等の通常使用しない場所等に防犯や選手の不正防止のためにパッシブセンサーやマグネットセンサー等を設置するための空配管を設けること。
- b 防犯受信機を選手監督室端子盤に設置するためのスペースや電源を設けること。

サ 時計設備

- a 1階エリア各室及び2階以上の談話・娯楽スペース、トレーニング室や通路等の共用部は電気式子時計を設置すること。
- b 親時計は選手監督室内の複合盤に設置すること。
- c 選手居室内の電気時計は不要とし、別途備品により電波式電池時計を設置する。
- d 特定の時間に放送用スピーカよりチャイムが流せるようにすること。

シ 自動火災報知設備

- a 消防法に基づき必要な受信機、感知器等を必要個所に設置すること。
- b 選手監督室の複合防災盤内に受信機を支局事務所、支部事務室に副受信機を設置すること。
- c ガス漏れ警報も受信機へ取り込むこと。
- d 選手監督室の受信機へ各種警報を送り発報するようにし、支局事務所、支部事務所に移報による警報を出すこと。
- e 消防法により必要な非常警報装置等を設置すること。

ス 監視カメラ設備

- a 別途工事で屋内外に25台程度設置する監視カメラ及び選手監督室に設置される関連機器の盤スペース、電源や空配管を設けること。

セ 電波遮断設備

- a 本事業完了後に別途工事にて1階洗濯室、喫煙室、脱衣室、浴室、トイレ、及び2・3階選手エリア等には携帯電話等の電波遮断装置を設置する。
- b 電波遮断装置用の天井裏コンセント15か所程度及び選手監督室にフル2線スイッチ等によるON・OFFスイッチを設置すること。(リモコンリレー、T/U等は本事業範囲とする。)
- c 本工事にて上記システムに必要な空配管を準備すること。

ソ 太陽光発電設備

- a 屋上に太陽光パネルが最大限設置可能な計画をすること。本事業範囲で実装する太陽

光パネルは20kW以上とすること。

- b 発電電力については電力会社への逆潮流ありで計画すること。
- c 昼間の余剰電力を蓄電するため10kW程度の蓄電池を設置し、夕方・夜間の最大負荷時のピークカットに使用するシステムとする。
- d 災害時や停電時に建物内へ電力を供給できるシステムとすること。

タ その他

- a 売店・自販機スペース及び厨房等の電気使用量が計量できるよう、検定付き電力量計を設置すること。
- b 電気自動車用充電設備は、想定する分電盤から駐車場までの電源ルート及び空配管を計画すること。

(3) 空気調和設備

ア 空気調和設備

- a 機器の容量は、空調熱負荷計算等に基づき算定すること。
- b 空調ゾーニングは、方位別、部位別、室用途別などの要因を把握し計画すること。
- c 空調機器は、パッケージ形空気調和器で計画すること。尚、選手居室はペアタイプで計画すること。(マルチタイプは不可。)
- d 外気負荷軽減のシステムを計画すること。

イ 換気設備

- a 建築物の全体及び各階各部において、給気、排気のバランスを確保すること。
- b 外気取入口は、導入外気の空気清浄度が確保できる位置で計画すること。
- c 各室にて発生した臭気や物質が、他の室に影響を及ぼさない計画とすること。
- d スタンド棟や競技棟などの既存棟の利用状態において、発生した臭気や物質により不快を感じさせない計画とすること。

ウ 排煙設備

- a 自然排煙を原則として計画すること。
- b 自然排煙が確保できない室、居室については、原則として告示によることとし、建築意匠計画と併せて計画すること。
- c 排煙区画については、建築意匠計画と併せて計画すること。

エ 自動制御設備

- a 施設の運用上で必要となる監視、操作、表示を計画すること。

(4) 給排水衛生設備

ア 衛生器具設備

- a 節水効果や利用者の利便性等を考慮した計画とすること。
- b 便器の洗浄水量を考慮し、洗浄水が確実に流れる配置計画とすること。

- c 洗浄弁や水栓の操作方法は、衛生面を考慮した計画とすること。

イ 給水設備

- a 衛生的な水が、各器具及び機器に必要な水量、水圧で供給される計画とすること。
- b 給水方式は、給水量計算等に基づき比較検討を行った上で、水道局と協議し計画すること。
- c 逆流、逆サイホン及びウォーターハンマーを防止する計画とすること。

ウ 給湯設備

- a 給湯方式は、湯の用途、使用量等を考量した計画とすること。
- b 水の温度上昇に伴う、配管や機器の破損を防止する計画とすること。
- c 貯湯タンク等において、タンク内でレジオネラ属菌が繁殖しない計画とすること。
- d 浴室の循環ろ過装置は、規模、衛生面等を考慮し、「公衆浴場における水質基準に関する指針」に適合する計画とすること。

エ 排水設備

- a 自然流下式とし、衛生的に公共下水道まで導く計画とすること。
- b 厨房排水等の油分を含む系統には、阻集器の設置を計画すること。
- c 通気管の端部は屋外に開放し、臭気等が室へ流入しない計画とすること。

オ ガス設備

- a 設備計画上で必要な場合に採用することとし、液化石油ガス設備で計画すること。
- b 関連法令等に基づいた計画とすること。

カ 消火設備

- a 関連法令等に基づいた計画とすること。

キ その他

a 厨房設備

厨房設備、器具類はすべてドライ仕様とし、設備、器具仕様、及び熱源は事業者の提案により計画した上で協議により決定する。厨房設備、器具類には、保管設備、調理設備、洗浄設備のほか、調理作業等に必要な移動台、作業台、ラック、配膳用カート、食堂のバイキング用器具、及び売店のアイスフリーザー等を含むものとする。なお、計画にあたっては、関連法令に基づいた計画とするとともに、大量調理施設衛生管理マニュアル等の考え方に準じ、HACCPの概念に基づく運用が可能な計画とするなど、衛生管理の徹底を図る工夫をすること。

b サウナ設備

サウナ設備の熱源、及びサウナ方式については、事業者の提案により計画した上で協議により決定する。計画にあたっては、関連法令に基づいた計画とすること。

5 主要諸室の構成計画

本事業において整備する選手宿舎は、主に以下の諸室で構成し、概ね2, 600㎡程度の建築物とすることを想定している。なお、記載している内容は必要最低限の要求水準であり、事業者がより優れた提案を行うことを妨げるものではない。

階	主要諸室	規模等	要求水準
1階	1) 共用エリア		
	風除室	適宜	<ul style="list-style-type: none"> ・防風雨対策のため、外側へ庇、壁を設置 ・手洗い場所を設置（エントランスホールでも可） ・出入口は引き戸（自動ドアが望ましい） ・下足コーナー <ul style="list-style-type: none"> a) 選手60名+支部職員6名及び支局職員15名+来客4名+予備10名程度の下足入れ（扉なし）を設置 b) 選手帰宿時の混雑を防止するため、2か所に分けて設置すること ・防滑性を考慮した床材を選定すること ・段差のない仕様とすること
	エントランスホール	70㎡以上	<ul style="list-style-type: none"> ・選手60名が滞留可能な広さを有すること ・整形形状が望ましい ・意匠性に配慮すること ・ピクチャーレールを適宜設置
ラウンジ	適宜	<ul style="list-style-type: none"> ・エントランスホールと一体的に利用できる配置、形状とすること ・談話及び来客待合コーナーとしても使用する <ul style="list-style-type: none"> a) ソファ（備品）×8席程度設置 b) 選手インタビュー時には、パーティションで区画できるように配置、形状を検討すること ・書籍、雑誌収納用の造作棚を設置 ・テレビ（備品）×1台の設置場所を検討すること <ul style="list-style-type: none"> a) JLCの視聴が可能にすること ・電気式子時計 ・壁面に掲示板を設置 ・ピクチャーレールを適宜設置 ・その他備品（予定）：新聞ラック 	

男子トイレ	適宜	<ul style="list-style-type: none"> ・ エントランスホールに隣接して配置 ・ 出入口部分は扉なしの仕様として計画し、トイレの外側から内側が見えないようにすること ・ 各衛生器具の相互間隔はゆとりのある計画とすること ・ 大便器（洋式）× 2 <ul style="list-style-type: none"> a) ブース内に造作棚を設置 b) ウォッシュレット仕様 c) ペーパーホルダー（2 個用） ・ 小便器× 3 ・ カウンター式手洗い× 2 <ul style="list-style-type: none"> a) 化粧鏡 b) センサー式水栓 c) ペーパータオルホルダー ・ ドライ方式を原則とするが、場合によっては水を流すことが可能な仕様とする <ul style="list-style-type: none"> a) 仕上げ材の選定、排水を検討すること b) 防水は不要 ・ 大便器ブースに近接した場所に天井点検口を設置し、天井内に電波遮断装置（別途）用の電源を確保する
女子トイレ	適宜	<ul style="list-style-type: none"> ・ エントランスホールに隣接して配置 ・ 出入口部分は扉なしの仕様として計画し、トイレの外側から内側が見えないようにすること ・ 各衛生器具の相互間隔はゆとりのある計画とすること ・ 大便器（洋式）× 2 <ul style="list-style-type: none"> a) ブース内に造作棚を設置 b) ウォッシュレット仕様 c) ペーパーホルダー（2 個用） ・ カウンター式手洗い× 1 <ul style="list-style-type: none"> a) 化粧鏡 b) センサー式水栓 c) ペーパータオルホルダー ・ ドライ方式を原則とするが、場合によっては水を流すことが可能な仕様とする <ul style="list-style-type: none"> a) 仕上げ材の選定、排水を検討すること b) 防水は不要 ・ 大便器ブースに近接した場所に天井点検口を設置し、天井内に電波遮断装置（別途）用の電源を確保する

	SK	適宜	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレに隣接、又はトイレ内に計画すること ・造作棚、掃除道具用フックを設置 ・掃除道具入れとして使用する
	売店・自販機スペース	適宜	<ul style="list-style-type: none"> ・エントランスホール（ラウンジ）、食堂付近に配置 ・選手の動線を考慮した配置とすること ・自販機×2台（別途）、アイス用ショーケース×1台、商品陳列棚×2台程度を配置すること ・商品を保管する売店用の倉庫を隣接して設置すること ・パイプシャッターにより区画できるように計画する
	喫煙室	10m ² 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の扉は自閉式引き戸とする ・エントランスホールに隣接して配置 ・換気を考慮し外壁側が望ましいが、外気取入れ口（OA）との隔離を十分検討し、臭気が室内に流入しないようにすること ・その他備品（予定）：消火器、懐中電灯（非常用）、空気清浄機
2) 選手エリア			
	浴室（大）	60m ² 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・換気用の建具が設置可能なように外壁側に配置 ・洗い場（シャワー付き水栓）×8か所 ※相互の間隔はゆとりのある計画とすること ・出入口付近にシャワー×1か所 ・浴槽 <ul style="list-style-type: none"> a) かけ流し式（水量を調整するための水栓を設置） b) 浴槽内各面に腰掛け段を設置 ・水風呂用浴槽 <ul style="list-style-type: none"> a) 温浴層との間には、腰高程度の仕切り板を設置 ・防滑性を考慮した床材を選定すること ・浴室内は暗めの意匠とする ※仕上げ、照明を検討すること ・温度計、時計を設置 ・サウナ室（大） <ul style="list-style-type: none"> a) 室内にテレビを設置可能な仕様とする b) 水風呂用浴槽と近接すること

<p>脱衣室 (大)</p>	<p>40 m² 程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口の扉を開けた際に脱衣所内が見えないようにすること ・ エントランスホールから脱衣所出入口の扉が見えないように配慮すること ・ 浴室のサインは、男女の表示が変更可能なものとする ※表：男子、裏：女子など ・ 脱衣棚を設置 ※同時時間帯での使用のため、混みあうことを考慮して数量、寸法、配置を検討すること ・ カウンター式洗面台×4 <ul style="list-style-type: none"> a) 手動式水栓 b) 化粧鏡 c) 洗面器と同数のコンセントを設置（ドライヤー用） e) 洗面器の相互間隔は、ドライヤーの使用等も考慮したゆとりのある計画とすること ・ 浴室との出入口に水切りスペースを計画する ・ 電気式子時計 ・ 洋式トイレ×1 <ul style="list-style-type: none"> a) トイレ内に手洗いを設置 b) 造作棚を設置 c) ペーパーホルダー（2個用） ・ その他備品（予定）：脱衣かご、体重計、扇風機、ドライヤー×4台、他
<p>浴室 (小)</p>	<p>50 m² 程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 換気用の建具が設置可能なように外壁側に配置 ・ 洗い場（シャワー付き水栓）×6か所 ※相互の間隔はゆとりのある計画とすること ・ 出入口付近にシャワー×1か所 ・ 浴槽 <ul style="list-style-type: none"> a) かけ流し式（水量を調整するための水栓を設置） b) 浴槽内各面に腰掛け段を設置する ・ 水風呂用浴槽 <ul style="list-style-type: none"> a) 温浴層との間には、腰高程度の仕切り板を設置 ・ 防滑性を考慮した床材を選定すること ・ 浴室内は暗めの意匠とする ※仕上げ、照明を検討すること ・ 温度計、時計を設置

		<ul style="list-style-type: none"> ・サウナ室（小） <ul style="list-style-type: none"> a) 室内にテレビを設置可能な仕様とする b) 水風呂用浴槽と近接すること
脱衣室（小）	30m ² 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の扉を開けた際に脱衣所内が廊下側から見えないようにすること ・エントランスホールから脱衣所の出入口の扉が見えないように配慮すること ・浴室のサインは、男女の表示が変更可能なものとする（表：男子、裏：女子など） ・脱衣棚を設置 ※同時時間帯での使用のため、混みあうことを考慮して数量、寸法、配置を検討すること ・カウンター式洗面台×3 <ul style="list-style-type: none"> a) 手動式水栓 b) 化粧鏡 c) 洗面器と同数のコンセントを設置（ドライヤー用） e) 洗面器の相互間隔は、ドライヤーの使用等も考慮したゆとりのある計画とすること ・浴室との出入口に水切りスペースを計画する ・電気式子時計 ・洋式トイレ×1 <ul style="list-style-type: none"> a) トイレ内に手洗いを設置 b) 造作棚を設置 c) ペーパーホルダー（2個用） ・その他備品（予定）：脱衣かご、体重計、扇風機、ドライヤー×3台、他
洗濯室	10m ² 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室に隣接すること ・換気用の建具が設置可能なように外壁側に配置する ・洗濯機、乾燥機 各3台を設置予定（備品） ・物干し場 <ul style="list-style-type: none"> a) 物干し竿×3本設置可能なスペースの確保
食堂	180m ² 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・60名に対応した広さとする ・食卓テーブル（備品）は、1500mm×900mm程度、4人掛けを想定

		<ul style="list-style-type: none"> ・バイキング用のスペースを確保すること ・カウンター式手洗い×3 <ul style="list-style-type: none"> a) センサー式水栓 ・配膳用及び下膳用のカウンターを設置（奥行を広めに設定すること） ・テレビ（備品）×2台の設置場所を検討すること <ul style="list-style-type: none"> a) J L Cの視聴が可能にすること b) 壁掛けも可 ・電気式子時計 ・ピクチャーレールを適宜設置 ・バイキング用厨房器具 ・その他備品（予定）：バイキング食材置きテーブル、椅子、空気清浄機、他
3) 管理エリア		
選手監督室	35㎡程度	<ul style="list-style-type: none"> ・エントランスホールに隣接して配置 <ul style="list-style-type: none"> a) 受付窓及びカウンターを設置 ・OAフロアとする ・60名分の私物保管用造作棚（鍵付き） ・放送、照明（各選手居室等を含む）、空調、監視カメラ、電波遮断システム等の集中管理を行う ・防災関係盤を設置 ・インターホン（モニター付き）、インターネット接続 ・電気式親時計 ・その他備品（予定）：事務机+椅子×2セット、テレビ（J L C視聴可）、電話、複合機、金庫、A E D、消火器、キャビネット、ブラインド、冷蔵庫、ポット、他
選手監督宿泊室	10㎡程度	<ul style="list-style-type: none"> ・選手監督室内に配置 ・壁掛けハンガーパイプ（L=1.5m、D=300、S U S製、上部棚板） ・電気式子時計 ・その他備品（予定）：マットレス付きベッド（頭部側にフレーム付き）、テレビ（J L C視聴可）、移動式テレビ台、椅子、遮光カーテン、空気清浄機、加湿器、他
管理人室	18㎡程度	<ul style="list-style-type: none"> ・選手監督員室と隣接して配置（廊下を介さずに行き来できること）

		<ul style="list-style-type: none"> ・壁掛けハンガーパイプ (L=1.5m、D=300、SUS製、上部棚板) ・ユニットバス (呼称1218程度、洋式便器付き) ・電気式子時計 ・その他備品 (予定) : マットレス付きベッド (頭部側にフレーム付き)、テレビ (JLC視聴可)、移動式テレビ台、遮光カーテン、空気清浄機、加湿器、他
清掃員控室	10m ² 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃員の休憩室、更衣室として使用 ・電気式子時計
厨房関係諸室	90m ² 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・調理関係諸室、厨房設備、厨房機器はドライ仕様とする ・ドライ仕様とするが、定期的な清掃のための床排水 (排水溝、排水桝) を計画すること ・厨房機器及び熱源は提案による ・調理関係諸室は、汚染作業区域と非汚染作業区域等のゾーニングにより室単位で区分し、調理作業動線を明確にすることが望ましい ・大量調理施設衛生管理マニュアル等の考え方に準じ、HACCPの概念に基づく運用が可能な計画とするなど、衛生管理の徹底を図る工夫をすること ・食材搬入、ゴミ等の搬出を考慮した位置に配置すること ・委託業者と選手の動線が交錯しないようにすること ・事務室に委託業者用のインターネット接続、電話回線、インターホン ・電気式子時計
倉庫	適宜	<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫は1階に2室を分散して配置し、1室は浴室付近に配置することが望ましい
機械室	適宜	
(支部)		
支部事務室	30m ² 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・エントランスホールに隣接すること ・風除室に受付窓及びカウンターを設置 ・OAフロアとする ・郵便受け <ul style="list-style-type: none"> a) 外部投入、内部取り出し b) 新聞60部程度が入る容量

		<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット接続、インターホン（カメラ付き）、内線用電話交換機（別途） ・電気式子時計 ・その他備品（予定）：事務机+椅子×4セット、テレビ（JLC視聴可）、電話×2台、複合機、金庫、キャビネット、ブラインド、他
執行役員室	20㎡程度	<ul style="list-style-type: none"> ・支部事務室に隣接して配置 ・OAフロアとする ・インターネット接続 ・ピクチャーレールを適宜設置 ・電気式子時計 ・その他備品（予定）：事務机+椅子、応接セット（4人掛け程度）、テレビ（JLC視聴可）、電話、キャビネット、ブラインド、ロッカー、他
更衣室	適宜	<ul style="list-style-type: none"> ・支部事務室に隣接して配置 ・ロッカー（備品）4名分
給湯室	適宜	<ul style="list-style-type: none"> ・支部事務室に隣接して配置 ・キッチン（IH仕様） L=1200程度 吊戸棚、レンジフード ・背面収納棚 L=750程度 ・その他備品（予定）：冷蔵庫
（支局）		
支局事務室	70㎡程度	<ul style="list-style-type: none"> ・エントランスホールに隣接して配置 ・風除室に受付窓及びカウンターを設置 ・OAフロアとする ・インターネット接続、インターホン（カメラ付き）、内線用電話交換機（別途） ・電気式子時計 ・その他備品（予定）：事務机+椅子×12セット、テレビ（JLC視聴可）、電話×2台、複合機、金庫、キャビネット、ブラインド、他
理事室	20㎡程度	<ul style="list-style-type: none"> ・支局事務室に隣接して配置 ・OAフロアとする

		<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット接続 ・ピクチャーレールを適宜設置 ・電気式子時計 ・その他備品（予定）：事務机+椅子、応接セット（4人掛け程度）、テレビ（JLC視聴可）、電話、キャビネット、ブラインド、他
応接室	20㎡程度	<ul style="list-style-type: none"> ・支局事務室付近に配置 ・OAフロアとする ・小会議室としても使用する ・ピクチャーレールを適宜設置 ・インターネット接続 ・電気式子時計 ・その他備品（予定）：応接セット（4人掛け×2程度）、ブラインド
会議室	40㎡程度	<ul style="list-style-type: none"> ・支局事務室付近に配置 ・OAフロアとする ・移動間仕切（スライディングウォール）によるフレキシブルな計画とすること ・壁はプロジェクターによる投影が可能な仕上げとする ・インターネット接続 ・電気式子時計 ・その他備品（予定）：会議机（1800×450程度）×8台程度、椅子、ブラインド、他
給湯室	適宜	<ul style="list-style-type: none"> ・キッチン（IH仕様） L=1200程度 吊戸棚、レンジフード ・背面収納棚 L=900程度×2 ・その他備品（予定）：冷蔵庫
更衣室	適宜	<ul style="list-style-type: none"> ・男女別々に各1室とし、将来的な可変が容易なように可動間仕切により区画すること ・ロッカー（備品） ・カーテンレール（天井付け）+カーテン（備品）を設置し、扉開放時に廊下から室内が見えないように計画する
書庫・倉庫	適宜	<ul style="list-style-type: none"> ・支局事務室付近に配置

2 ・ 3 階	1) 選手エリア	
	選手居室	<p>10m²程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2階、3階で計60室とする ・ 壁掛けハンガーパイプ (L=1.5m、D=300、SUS製、上部棚板) ・ 空調室内機は居室の窓側に設置し、吹き出し風が宿泊者に直接当たらないように検討して配置すること (ベッド真上の配置は不可) ・ 窓の内側には遮光のための木製扉等 (引き戸、開き戸の別、その他仕様については提案による) を設置する ・ 出入口の扉は遮音性に配慮したものとする (遮音性能T-2程度が望ましいが、使い勝手と合わせて仕様を検討すること) ・ 上記に関連して換気方法やダクト形状も検討すること (建具のアンダーカット、ガラリによる給気は不可) ・ 各居室間の遮音対策には特に配慮すること (目標とするD値50、TLD-60相当以上とする) ・ その他備品 (予定) : マットレス付きベッド (頭部側にフレーム付き)、机、テレビ (JLC、場内実況視聴可)、テレビ台、冷蔵庫、電気スタンド、椅子、空気清浄機、加湿器、ケトル、懐中電灯 (非常用)、タオル掛け、2段ラック、目覚まし時計、他
	トイレ	<p>適宜</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各階2室 各居室からの動線を考慮して配置すること ・ 選手居室に隣接して配置しないこと ・ サインは男女の表示が変更可能なものとする (表: 男子、裏: 女子など) ・ 各衛生器具の相互間隔はゆとりのある計画とすること ・ 大便器 (洋式) × 4 <ul style="list-style-type: none"> a) ブース内に造作棚を設置 b) ウォッシュレット仕様 c) ペーパーホルダー (2個用) ・ 小便器 × 3 ・ カウンター式手洗い × 2 <ul style="list-style-type: none"> a) 化粧鏡 b) センサー式水栓 c) ペーパータオルホルダー ・ ドライ方式を原則とするが、場合によっては水を流すこ

		<p>とが可能な仕様とする</p> <p>a) 仕上げ材の選定、排水を検討すること)</p> <p>b) 防水は不要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大便器ブースに近接した場所に天井点検口を設置し、天井内に電波遮断装置（別途）用の電源を確保する ・SK（掃除道具収納庫、棚付き、鍵付き）をトイレ内、又は隣接して配置すること
洗面所	適宜	<ul style="list-style-type: none"> ・各階2室 各居室からの動線を考慮して配置すること（双方向からの出入りなど） ・選手居室に隣接して配置しないこと ・カウンター式洗面器×10か所以上 <ul style="list-style-type: none"> a) 化粧鏡 b) センサー式水栓 c) ペーパータオルホルダー d) コンセント e) 洗面用具を一時的に置くことができる棚を設置 f) 洗面器の相互間隔は、洗面動作を考慮したゆとりのある計画とすること ・洗面用具の収納棚を設置
シャワー室 脱衣室	適宜	<ul style="list-style-type: none"> ・各階2室 各居室からの動線を考慮して配置すること（双方向からの出入りなど） ・ユニットシャワー（呼称0816程度） ・シャワー室は、選手居室に隣接して配置しないこと
喫煙室	10m ² 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・2階、3階 各1室 ・出入口の扉は自閉式引き戸とする ・換気を考慮し外壁側が望ましいが、外気取入れ口（OA）との隔離を十分検討し、臭気が室内に流入しないようにすること ※選手居室と隣接する場合は特に配慮すること ・その他備品（予定）：消火器、懐中電灯（非常用）、空気清浄機

<p>談話・娯楽スペース</p>	<p>30㎡程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2階又は3階に1室以上 ・書籍、雑誌収納用の造作棚を設置 ・テレビ（備品）×1台の設置場所を検討すること <ul style="list-style-type: none"> a) JLCの視聴が可能にすること ・電気式子時計 ・その他備品（予定）：談話用テーブル（4人掛け）、椅子、ソファ（8席程度）、その他娯楽・リラックス器具等
<p>トレーニングルーム</p>	<p>30㎡程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2階又は3階に1室以上 ・壁掛けポール×4か所設置 ・手すりを設置（床） ・床はトレーニングに適したビニル床シートを選定し、壁、天井の仕上げについても十分検討すること ・トレーニング器具等を収納する造作棚を設置 ・電気式子時計 ・導入予定のトレーニング器具等（備品）：XY方向にアルミミラー（塗布タイプ：1800×800程度）、スポーツマットを床面積の約50%程度敷く、ストレッチポール×10個、ストレッチマット×10枚、チューブ・バンド類×10セット、メディシンボール×5個、バランスボール×2個、サスペンショントレーニングキット×1セット、パルクールバー×3個、バランスボード×2個、スライドシート×2枚、ファンクショナルトレーニングマシン×1セット、トレーニングパット×10枚、テレビ（台付き）×2セット、モップ×2枚、各器具に対し1枚の雑巾（タオル他）
<p>2) 管理エリア</p>		
<p>リネン庫</p>	<p>10㎡程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各階1室 ・トイレ又は階段に隣接すること ・シーツ等の保管棚（備品）を設置する ・形状は棚を設置した状態でも台車が入るようにすること
<p>倉庫</p>	<p>10㎡程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各階1室 ・階段付近に配置すること ・消耗品等を保管、棚（備品）を設置

共通	1) 共用エリア		
	廊下	適宜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記を除き有効幅員 1, 800 以上確保することを基本とする <ul style="list-style-type: none"> a) 3 室以下の専用のもの b) 使用上、支障がないもの c) 職員や委託業者のみが主として使用するもの ・ 床仕上げは、ビニル床シートで耐久性に優れたノンワックス仕様ものを選定すること ・ 掲示板を各階に適宜設置する ・ 防汚、防傷を考慮し、耐久性のある素材による腰壁の検討を行うこと ・ 吸音性に配慮すること（特に 2 階、3 階の選手居室前）
	階段	適宜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 か所以上とし、屋外階段は不可 ・ 有効幅員 1, 300 以上確保し、ストレッチャーが通行可能なように計画すること ・ 選手の動線を考慮して配置すること ・ 勾配は可能な限り緩やかとなるように計画すること（建築物利用円滑化誘導基準に準じる、又は近似することが望ましい） ・ 床仕上げは、ビニル床シートで耐久性に優れたノンワックス仕様ものを選定すること ・ 防汚、防傷を考慮し、耐久性のある素材による腰壁の検討を行うこと ・ 階段の区画は常開の防火戸（下枠なし）とすること ・ 屋上への出入り口は非常時以外は、選手が出入りできないようにすること

4. 業務実施に関する要求水準

1 共通事項

- 1) 事業者は、要求水準書等及び技術提案書をもとに、設計業務、建設業務、工事監理業務、及びその他付随業務を適切に行うこと。特に、業務品質の確保を確実にするために、品質確保の体制やプロセスを適切に計画し、実行して管理すること。
- 2) 事業者は、構成企業及び協力企業の業務内容に応じて、業務分担を具体的に定めること。また、代表企業が本市との調整、協議等における窓口役を担うとともに、構成企業及び協力企業が的確に業務を実施するよう業務全般の統括管理を行うこと。
- 3) 事業者は、事業契約締結後、速やかに事業マスター工程表（設計業務、建設業務、工事監理業務、及びその他付随業務）を提出し、本市が要求した事業スケジュール等に適合していることの確認、及び承諾を受けること。なお、事業マスター工程表は、調整の上、必要に応じて随時更新し、都度提出すること。
- 4) 事業者は、事業契約締結後速やかに業務実施体制表を提出すること。業務実施体制表には、実施要領に配置を義務付けた統括責任者、設計業務管理技術者、現場代理人、監理技術者、工事監理業務管理技術者等の各技術者と、その役割について記載すること。統括責任者は、各業務間での必要な業務の漏れ、不整合その他の事業実施上の障害が発生しないよう必要な調整を行うこと。

なお、原則として本プロポーザルにより提案した技術者は変更できない。やむを得ない理由により変更の必要が生じた場合は、本市と協議のうえ、本市が認める同等以上の技術者を配置すること。

2 設計業務に関する要求水準

事業者は、関係法令、条例等及び適用基準等を遵守し、要求水準書等に基づき、本事業に必要な設計業務を実施すること。

(1) 事前調査

ア 基本的事項

- a 事業者は、「1. 7 遵守すべき法令等」を踏まえ、本事業と関係する法令、制度、及び制約条件を調査し、要求水準書等の内容に即して、必要に応じて、関係機関等と協議の上、詳細な調査を行うとともに、設計業務における対応方針を検討し、設計図書（別表2に掲げる「設計業務完了時の提出物」の内、設計業務完了届を除く提出物をいう。）に反映させること。
- b 事業者は、設計業務の実施にあたり、岡山県及び本市の定める各条例等について調査し、該当する場合は条例等に基づき関係各課との協議など必要な手続きや申請等業務を行い、その結果を設計図書に反映させること。

- c 事業者は、設計業務及び建設業務にあたり必要な調査を実施する場合は、調査着手前に調査計画書を作成し、本市に提出して確認を受けた上で、必要な時期に適切に実施すること。また、必要な調査の実施後、調査の内容を取りまとめた調査報告書を適宜提出すること

イ 測量調査

本事業において必要となる測量調査は、事業者が適切に実施すること。

ウ 地質調査

- a 本事業において必要となる地質及び土質調査は、事業者が適切に実施すること。なお、必要調査数量について3か所程度を想定しているが、事業者の判断により業務実施に必要な数量を実施すること。
- b 参考として、近隣のボーリングデータを別紙資料に示す。

エ 周辺家屋調査

本事業において、事業者が周辺家屋の調査を必要と判断する場合は、事業者が適切に実施すること。

オ 電波受信障害調査

本事業において、事業者が電波障害調査を必要と判断する場合は、事業者が適切に実施すること。

カ その他受注者が必要とする調査

本事業を実施することにより、周辺地域に影響を及ぼすおそれがある場合には、事業者は、自らの責任及び費用において、法令を遵守のうえ、必要に応じて適切に、調査、分析及び検討を行うこと。

(2) 基本設計及び実施設計

ア 基本的事項

- a 事業者は、本市と協議の上、基本設計及び実施設計の条件整理を行い、本市の承諾を受け、それを踏まえた設計を行うこと。
- b 事業者は、要求水準書等に示された要求水準を踏まえ、建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備、外構、敷地造成等の各分野について、細部の検討を行うこと。
- c 事業者は、本事業の基本理念、基本方針及び基本計画を踏まえ、要求水準書等に規定した仕様（VE提案の適用部分は、VE提案に即した仕様）について、事業者の責任において、それを上回る仕様を提案するなど更なる品質、性能の向上に努め、設計図書の作成を行うこと。
- d 必要に応じて、本市や関係機関等に設計内容を説明する資料を作成し、計画通知等各種申請及び届出の提出前、及び建設業務の着手前に本市の承諾を得ること。また、建設業務の着手後に設計図書の変更を行う場合も同様とする。

- e 基本設計及び実施設計の各検討段階での報告や打合せ資料等は、写真、イメージ図、グラフ等を活用し、視覚的に分かりやすくすること。

また、必要に応じてイメージ図のほか、3次元ソフト等を活用し、常にわかりやすい説明を意識すること。

イ 設計変更

- a 本市がVE提案の可否を判定し、「可」と判断された事項については、要求水準書等に示された内容を変更し、基本設計及び実施設計に反映することができる。
- b VE提案により変更された設計内容、及びその変更が影響を及ぼす部分についての品質保証など、一切の責任は事業者が負うこと。
- c 本市は、基本設計及び実施設計の内容に対し、工期及び契約金額の変更を伴わない範囲で変更を求めることができる。なお、工期及び契約金額の変更を伴う変更については、協議による。

ウ 打合せ・協議・報告

- a 事業者は、設計業務の着手にあたり、本事業の基本設計及び実施設計の各段階で設計に対する本市の要望を確認し、当該要望を設計図書へ反映すること。
- b 事業者は、設計業務の遂行にあたり、本市と十分な打合せを行い、打合せ及び協議の結果については、記録等により適宜報告すること。
- c 事業者は、定期的に設計業務の進捗状況を報告するとともに、進捗状況に応じて、一部の設計図書を提出するなど、定期的に本市の確認及び承諾を受けること。
- d 基本設計及び実施設計に関して関係機関等と協議を行ったときは、その内容について速やかに報告すること。
- e 本市は、上記の報告の受付及び報告書の受領等により、設計業務、建設業務、及び工事監理業務の全部、又は一部について何ら責任を負担するものではない。

エ 工程管理

- a 事業者は、要求される性能が確実に基本設計及び実施設計に反映されるよう、余裕をもった工程管理を行うこと。
- b 設計業務の進捗管理は、事業者の責任において実施すること。

オ モニタリング

- a 事業者は、設計業務の着手前に基本設計及び実施設計に関する設計業務工程表を本市に提出し、本市が要求した事業スケジュール等に適合していることの確認、及び承諾を受けること。

なお設計業務工程表は、調整の上、必要に応じて随時更新すること。

- b 事業者は、基本設計及び実施設計に関する打合せ時に、必要な資料を本市に提示し、事業契約の履行にあたり事業者が履行すべき業務の内容、及びその業務が満たすべき水準を満たしていることの確認を受けること。

- c 基本設計及び実施設計の状況について、本市の求めに応じて随時報告を行うこと。

カ 設計意図伝達

- a 設計企業は、設計対象施設の工事を実施する建設企業、及び監理企業に対し、基本設計及び実施設計に関する意図伝達を行うこと。
- b 建設対象施設の設計内容に関する質疑等については、事業者の責任において、設計企業が回答書を作成し、本市に提出して確認、及び承諾を受けること。本市の承諾後、建設企業及び監理企業に伝達すること。
- c 建設対象施設の工事中に、やむを得ない理由により現場変更の必要が生じた場合は、設計変更業務を行うこと。また、変更により各種申請手続き等が必要な場合には、事業者の責任において、これを行うこと。なお、その場合における申請関係手数料は、事業者の負担とする。

キ その他

- a 本市の内部協議や、関係者への説明資料など、必要に応じて本市が求める資料の作成を行うこと。
- b 要求水準書等を構成する各資料に示す内容に食い違いがある場合は、本市と協議すること。

(3) 積算

- ア 事業者は、作成した実施設計図に基づき、科目、細目を含めた詳細な工事費内訳明細書（以下「工事費内訳明細書」という。）を、最新版の「公共建築工事積算基準」に準じて作成し提出すること。
- イ 工事費内訳明細書とともに、積算数量算出書等の積算資料を作成し、本市に提出し確認を受けること。
- ウ 作成する積算資料の様式、書式等の詳細については、事前に本市に確認し、本市の指示に従うこと。

(4) 各種許認可申請・届出等の手続き

- ア 事業者は、開発許可申請、計画通知及びその他の本事業の実施に必要な各種許認可申請、届出等の業務を行い、申請等の手続きに関する関係機関等との協議の内容を本市に速やかに報告すること。
- イ 各種許認可、届出等の書類については、必要に応じて、事前に本市の確認を受けるとともに、その写しを本市に提出すること。また、各種許認可申請、届出等に必要の手数料は、本市の負担とする（ただし当初分のみとする。）。
- ウ 各種許認可申請、届出等における敷地設定については、本市と協議の上、決定すること。
- エ 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）による省エネルギー評価においてZEB Ready以上の認証を取得するために必要な手続きを行うこと。

(5) 書類の提出

事業者は、各段階において、次に示す書類を遅滞なく提出し、本市の承諾を受けること。

ア 業務着手前

事業者は、別表 1 に掲げる「設計業務着手時の提出物」を、契約締結後、速やかに本市に提出し業務に着手すること。

イ 業務完了時

- a 事業者は、設計業務を完了した時は、別表 2 に掲げる「設計業務完了時の提出物」の内、設計業務完了届を除き、基本設計及び実施設計それぞれの完了時に該当する提出物を、本市に提出すること。
- b 基本設計が完了し、基本設計図書の内容についての本市の承諾を受けたのち、設計業務完了届（基本設計）を本市に提出すること。
- c 実施設計が完了し、実施設計図書の内容についての本市の承諾、及び確認済証の交付を受けたのち、設計業務完了届（実施設計）を本市に提出すること。
- d 基本設計図書及び実施設計図書の様式、書式等の詳細については、別表 2 に記載の事項を確認するとともに、事前に本市の確認を受けること。

(6) 設計定例会議

ア 原則として毎週 1 回程度、設計内容やスケジュール等の調整を目的として、定例会議を行うものとする。また、それに準じる会議として、必要に応じて、各種分科会を定例会議の後に行うものとする。

イ 事業者は、会議資料を用意し、会議を進行するとともに、会議内容について都度書面（打合せ記録簿等）に記録するものとし、記録は出席者間で相互に確認したものを保管する。

3 建設業務に関する要求水準

建設業務は、実施設計図書に基づき、本市の要求を適正に反映した品質の施設を、安全に履行期間内で完成、引渡しするよう工程管理し、不具合がなく、満足度の高い建物を実現することを目的とする。

(1) 建設工事の施工

ア 事業者は、業務実施体制表により、各技術者を建設業務の着手前までに配置すること。

なお、建築施工主任技術者、電気設備施工主任技術者、及び機械設備施工主任技術者について、業務着手時に提出した技術者に追加して配置する場合は、実施設計完了時までに資格や実績等に関する資料を本市に提出し、承諾を得ること。

イ 事業者は、適用法令、適用基準等を遵守し、要求水準書等及び技術提案書、並びに設計業務にて作成した各設計図書に従って、本事業の建設工事を施工し、所定の検査等を受け、工事目的物の引渡しを行うこと。

ウ 建設工事の対象は、本事業の建築工事、電気設備工事、機械設備工事、敷地造成工事、及びその他要求水準書等に対象業務として示される関連工事とする。

エ 事業者は、業務の履行期間中、各関係者との連絡調整に努め、各業務が円滑に実施できるように協力すること。

オ 事業者は、本市の求めに応じて随時施工状況に関する説明を行い、基本設計及び実施設計の設計意図が適正に施工内容に反映されるよう留意すること。

カ 原則として毎月1回程度、工事内容やスケジュール等の確認、調整を目的として、総合定例会議を行うものとする。また、それに準じる会議として、毎週1回程度の週間定例会議、必要に応じて、各分科会を定例会議の後に行うものとする。

キ 事業者は、会議資料を用意し、会議を進行するとともに、会議内容について都度書面（打合せ記録簿等）に記録するものとし、記録は出席者間で相互に確認したものを保管する。

ケ ボートレース開催中において、工事関係者と選手が接触することがない施工計画とすること。また、足場架設時等、工事エリアから既存選手宿舍への視線に対する配慮を行うこと。

(2) 留意事項

ア 本事業の実施において必要となった電柱、ケーブル等の移設協議、及び手続を実施すること。これに伴う移設費は、関係者との協議による。

イ 本事業の実施に支障となるため一時的に解体したものは、事業者の責任において現状復旧すること。

ウ 本市は、必要と認めた場合は実施設計の変更を行うことができるものとする。この場合に必要となる各種申請業務については、事業者が行うものとする。

(3) 現場事務所の設置

現場事務所については、本市と協議の上、原則として敷地内、又は無料駐車場で本市が指定する場所に設置する。

(4) 工事用電力・用水

着工から引渡しまでの建設業務、及び試運転に必要な電力（本受電から引渡しまで）、ガス、水道などの料金（基本料金、使用料金）は、事業者が負担すること。

(5) 廃棄物・副産物の適正使用・適正処理

建設工事に伴い、予期されない地中埋設物等が確認された場合は、本市と協議し、指示を受けること。また、当該地中埋設物等の解体等に要する費用については、合理的な範囲で本市が負担するものとする。

(6) 作業日・作業時間

工事の作業日、作業時間については、法令等に即して、次に示す事項を遵守することを基本とするが、工事着手前に本市と十分に確認、調整を行い決定するものとする。

ア ボートレース開催時の大型車両の進入については、本市と協議すること。

イ 残土搬出やコンクリート打設等、工事エリアへの車両出入りが多く見込まれる日は、原則としてポートルース非開催日に設定すること。

(7) 工事車両の通行

ア 工事車両の通行は、工事の各段階において、来場者、近隣住民、通行人等の安全を十分確保した計画とし、事前に本市と協議、調整を行うこと。

イ 工事車両の運行については、あらかじめ周辺道路の状況を確認し、事前に警察や道路管理者等と協議を行うこと。

ウ 可能な限り道路への影響が出ないように、工事車両通行道路における運行速度や適切な交通整理員の配置、案内看板の設置、道路の清掃等について十分に配慮すること。

エ 工事車両の路上待機は不可とし、駐車スペースは工事区画内に確保すること。工事区画内に確保できない場合は、適切な待機場所を確保すること。

オ 工事区画にて洗車場を設け工事車両の泥洗浄を行うこと。公道、無料駐車場等を汚した場合は速やかに清掃を行うこと。

(8) 保険の付保等

ア 本事業に関する業務を適正に遂行するにあたり、火災保険、労災保険、建設工事保険、その他の保険等に加入すること。

イ 事業者は、工事着手前に保険契約を締結したことを証明する書面（証紙等）の写しを速やかに本市に提出すること。

(9) 非構造部材の耐震対策

大地震時においても安全な居住空間や避難経路を確保するために、天井材等の内装材、外装材、照明器具、家具等の非構造部材の破損、脱落、転倒について必要な対策を講ずること。

(10) 施工段階における各種申請業務

ア 工事实績情報サービス（CORINS）に基づき「工事实績情報」を作成し、本市の確認を受けた後、一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）に登録申請を行うこと。

イ その他施工段階における関係機関への各種許認可申請、届出等の手続等は、遅滞なく事業者が行うこと。

(11) 写真撮影

ア 工事写真の撮影は、最新版の「工事写真の撮り方（建築編）（建築設備編）」（一般社団法人公共建築協会）に準ずるものとし、撮影箇所、提出方法等については、本市の指示に従うこと。

イ 工事期間中の定点、定期撮影を実施すること。撮影箇所、提出方法等については、本市と協議し決定すること。

(12) 書類の提出・常備

- ア 事業者は、別表3に掲げる「建設業務着手時の提出物」を工事の着手前の適切な時期に本市に提出し、承諾を得ること。提出時期については、本市の指示に従うこと。
- イ 建設企業が作成し本市に提出する全ての提出物は、監理者（4.4（1）工事監理業務で定義する。以下同じ。）が確認した上で本市に提出し、承諾を受けること。
- ウ 使用資材承諾願、施工計画書、施工図等は、工種毎に作成し、当該工事の着手前までに本市に提出し、承諾を受けること。
- エ 施工体制台帳、下請負届出書は、下請負契約の都度作成し、提出すること。なお、下請負届の作成については、倉敷市契約課の様式により、その他必要な書類を添付すること。
- オ その他工事中の提出書類については、倉敷市営繕工事施工監理要領（倉敷市公共建築課のホームページを参照）に準じるものとし、適用については本市との協議による。
- カ 工事関係図書、及び工事記録などは工事現場に常備し、本市の求めに応じて、提示できるように整理しておくこと。
- キ 事業者は、建設業務を完了した時は、別表4に掲げる「建設業務完了時の提出物」を提出し、必要な検査を受けること。

（13）進捗状況の報告と確認への対応

事業者は、工事の進捗状況及び出来高について毎月報告書（工事実施状況報告書）を作成し提出すること。

（14）モニタリング

- ア 各工種の施工前に、施工計画書、施工図、及び使用資材承諾願等を監理者が確認した上で本市に提出し、承諾を受けること。
- イ 工事の進捗状況、及び施工状況等について適宜本市に報告すること。
- ウ 工事期間中、協議の記録、指示事項への対応記録、及び立会い状況写真等の記録を作成し、定期的に提出すること。
- エ 事業者は、本市への報告、及び本市による工事現場における立会い時に、要求水準を満たしていることの確認を適宜受けること。
- オ 本市による要求水準の確認により、修補を求められた場合は、受注者は速やかに修補しなければならないものとする。

（15）近隣への配慮

ア 工事施工に起因して発生が予想される騒音、振動、悪臭、光害、電波受信障害、粉塵の発生、交通渋滞、その他工事により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、影響を受ける範囲の対策について十分に配慮すること。

なお、必要に応じて、事前にポスティングや掲示、回覧等を用いて工事の予定や、環境への影響について周知させること（ポートルース関係者への周知を含む。）。

イ 施工方法、工程計画は、近隣及び工事に際し影響がある関係者に対して、本市と協議の上、事前に周知すること。

- ウ 施工中の近隣対応を適切に行い、その内容及び結果を速やかに本市に報告すること。
- エ 近隣への対応は、近隣からの連絡窓口となる担当者を事業者側で一本化し、施工の着手から完成まで対応すること。窓口担当者は、近隣対応専任である必要はなく、また複数名で行うことを可とする。

4 工事監理業務に関する要求水準

工事監理業務は、実施設計の内容が工事施工に反映されていることの確認、工事施工が要求水準を満たしていることの確認、履行期間に基づく予定工程管理、設計品質を実現する品質管理、必要な設計変更内容の工事への反映をするとともに、本市が別途発注する関連工事との連絡調整を行い、本事業の目的を達成することを目的とする。

(1) 工事監理業務

- ア 事業者は、建築基準法、及び建築士法の規定（資格等）する工事監理者を選定するとともに、業務に支障をきたすことのないよう、技術的な知識を有し、工事監理業務を経験した者を選定すること。
- イ 事業者は、業務実施体制表により、工事監理業務に従事する管理技術者、建築（意匠）主任技術者、建築（構造）主任技術者、電気設備主任技術者、及び機械設備主任技術者（以下、総称して「監理者」という。）を、工事監理業務の着手前までに配置すること。
- ウ 監理者は、適用法令等、建築工事監理指針、適用基準等に基づいて工事監理業務を実施する。また、工事着手前に工事監理業務計画書、及び工事監理業務工程表を作成し、本市と十分に協議すること。
- エ 監理者は、建設業務への立会い、検査、工事材料の試験、工場加工組立製作の試験又は検査等を行い、工程管理及び品質管理を行うこと。また、必要な指示を書面等により行い、その内容を本市へ報告すること。
- オ 監理者は、業務内容その他必要な事項を記録し、本市に提出すること。

(2) 施工段階における変更などの手続

- ア 監理者は、施工段階での各種行政手続、申請手続に関する関係機関との協議や実際の手続を、設計企業とともに滞りなく行うこと。
- イ 監理者は、施工段階でのVE提案などにより発生した変更事項については、設計企業とともに機能、性能、品質、コスト、意匠性、工期を検証し、要求水準書等の内容に一致することを確認した上で、その変更について、本市の承諾を受けること。本市の承諾を受けていない変更については、一切認めない。

(3) 主な業務内容

- ア 業務内容は、法定の工事監理業務、平成31年国土交通省告示第98号の工事監理業務、及び要求水準書等による工事監理業務とする。

イ 監理者は、工事着手前に建設企業の作成する工程表、施工関係の書類などを確認するとともに、遅滞なく必要な届出手続等が行われていることを確認し、本市に報告すること。

ウ 監理者は、工事着手前に、建設企業の作成する施工計画書、施工要領書、総合図、施工図、製作図等により、実施設計図書で求める機能、性能、品質を確保、及び適用する基準等が遵守されているか確認し、本市の承諾を受けること。また、建設業務の各段階において、施工状況の確認や材料試験の立会、出来形や品質確認の検査等を漏れがないように行い、その結果を本市に報告すること。必要に応じて、建設企業と調整し、本市の立会、検査を受けること。

エ 監理者は、工事監理状況を「月間工事監理業務計画・報告書」、及び「月間工事監理記録表」により、毎月末締めでの進捗状況等をすみやかに本市へ報告し、必要に応じて随時の報告も行うこと。なお、報告書の様式や内容などは、本市と協議すること。

(4) 留意事項

ア 監理者は、あくまでも第三者の立場、視点に立って業務を遂行すること。

イ 監理者は、実施設計図書に加えて、要求水準書、基本計画書、及び基本設計図書に記載された内容も熟知した上で、機能、性能、品質、コスト、意匠性、工期、安全に留意して業務を実施すること。

ウ 監理者は、工程会議を円滑に行えるよう、建設企業やその他の会議出席者との調整を行うこと。

(5) 書類の提出

事業者は、各段階において、次に示す書類を遅滞なく提出し、本市の承諾を受けること。

ア 業務着手前

事業者は、別表5に掲げる「工事監理業務着手時の提出物」を、工事監理業務の着手までに本市に提出し、業務に着手すること。

イ 業務完了時

事業者は、工事監理業務を完了した時は、別表6に掲げる「工事監理業務完了時の提出物」を本市に提出し、確認を受けること。

5 その他付随業務に関する要求水準

(1) 家具等の計画業務

ア 対象外業務のカーテン、ブラインド類、及び家具等の配置計画を行い、その計画に基づき本市又はボートレース関係団体が家具等を発注するための仕様書の作成支援を行うこと。

イ 家具等の配置計画にあたっては、既存の選手宿舍の調査を行い、移転後も再利用可能なものは原則再利用として計画すること。

(2) コストマネジメント業務

- ア 事業者は、事業契約締結後速やかに、事業者が提出した提案価格見積書、及び技術提案書に基づき、設計業務におけるコストマネジメントのベースとなる工事種目別の金額入り内訳書（以下「工事費等内訳書」という。）を作成し、本市に提出し確認を受けること。なお、工事費等内訳書の構成は、提案内容により必要に応じて、適宜見直すこと。
- イ 事業者は、積算業務において作成した工事費内訳明細書、及び積算資料等について本市の確認を受けた上で、建設業務に着手すること。
- ウ 事業者は、工事費内訳明細書に基づき建設業務におけるコストマネジメントを行うこと。
- エ 事業者は、維持管理費（光熱水費、保守点検、清掃、機械運転管理、修繕等）の低減に努めるとともに、設計業務の段階から試算を行い、本市に報告すること。

(3) 完成検査及び契約不適合責任点検業務

- ア 事業者は、建設業務の完了時（部分完了を含む。）、引渡し時（部分引渡しを含む。）には、施工記録などを整備し、本市の確認を受けること。書類の提出や電子納品については、本市と協議して提出すること。
- イ 事業者は、各種試運転確認、各種行政検査や、建設企業及び監理企業がそれぞれ完成自主検査を行った上で、本市の検査員による検査を受けること。検査に合格とされたときは、本市の指示に従い、引渡しを行うこと。また、引渡し時に本市等に対し、各種機器、器具等の取扱い説明を行うこと。なお、取扱い説明は、必要に応じて複数回行うこと。
- ウ 事業者は、本事業の完了から1年経過時点、2年経過時点で、本市の立会いのもとで、本事業の契約不適合責任点検を実施すること。点検の時期、方法、内容等の詳細は、工事目的物の引渡しまでに本市の承諾を得ること。
- エ 点検の結果、施工上の契約不適合責任が確認された場合、事業者の責任、及び費用により、当該契約不適合責任を修補すること。

(4) 維持管理に関するアフターフォロー業務

- ア 事業者は、供用開始後の本事業の施設運用方法、及び維持管理方法について本市と協議し、維持管理に必要な資料として、以下の資料を作成すること。作成にあたっては、「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」に基づき、「建築物等の利用に関する説明書作成例」を参考にし、分かりやすく取りまとめること。
 - a 長期修繕計画書
建築、電気設備、機械設備の点検時期や更新時期を含めた、長期修繕計画を作成するとともに、その中で光熱水費、保守点検、清掃、機械運転管理費等のライフサイクルコストを試算すること。
 - b 総合維持管理業務仕様書
総合維持管理業務（日常の清掃管理、警備、及び設備の年間維持管理、法定点検など）の発注仕様書、及び見積書を作成するために必要となる資料を収集し、総合維持管理業

務仕様書を作成すること。総合維持管理業務仕様書には、維持管理方法の考え方や維持管理実施時のポイント等を明示すること。

- c エネルギー使用量予測書
- d 積載荷重一覧表
- e その他本市が必要と認める維持管理に必要な資料

イ 事業者は、引渡し日の翌日から6か月間は、本市等が円滑に施設管理を行うことができるように、万が一の不具合に対し、建物及び各種設備に関する技術員が迅速に対応可能な体制を整えること。

ウ 空気調和設備については、引渡し日の翌日から1年間は、夏期、中間期、及び冬期の使用開始前に本市と協議し、必要に応じて再調整を行うこと。

(5) 関連工事との連携・調整業務

事業者は、本事業の期間中に、本市又はボートレース関係団体が別途発注する関連工事について、連携、調整を行い、本事業、及び関連工事が円滑に進むように努めること。なお、本市又はボートレース関係団体が発注（発注予定も含む。）する関連工事は以下のとおりである。

- ・対象外業務のカーテン、ブラインド類、家具等
- ・その他別途発注するもので、本事業に関連するもの
- ・電話設備リース工事
- ・電波遮断装置リース工事

別表1 設計業務着手時（事業着手時）の提出物

提出図書	部数	摘要
(1) 事業マスター工程表	1部	事業契約締結後速やかに
(2) 業務実施体制表	1部	事業契約締結後速やかに
(3) 設計業務工程表	1部	
(4) 設計業務計画書	1部	打合せ計画を含む
(5) その他本市の指示するもの	—	

- ・様式は任意とする。
- ・設計業務計画書について、技術提案書に記載がある事項については記載を省略することができる。
- ・必要部数には、受注者の控えを含まないため、承諾印押印用などの必要部数を適宜追加すること。

別表2 設計業務完了時の提出物

提出図書	部数	摘要
[基本設計完了時]		
(1) 設計業務完了届（基本設計）	1部	
(2) 基本設計説明書・基本設計図（原図）	1部	CADデータ+PDFデータ
（A3左綴じ製本）	8部	
(3) 基本設計資料（比較表、検討書等） ・建築意匠 ・建築構造 ・電気設備 ・機械設備 ・外構整備	3部	データ共（PDF）
(4) 工事費概算書	1部	データ共（PDF及びExcel等）
(5) 測量調査報告書	1部	
(6) 地質及び土質調査報告書	1部	
(7) 概略工事工程表	1部	
(8) 協議（打合せ）記録簿	1部	関係官公署含む
(9) 完成予想イメージ図（A3）	各3部	外観1面、内観5面
(10) その他本市の指示するもの	—	

提出図書	部数	摘要
[実施設計完了時]		
(1) 設計業務完了届 (実施設計)	1部	
(2) 実施設計図 (原図)	1部	CADデータ+PDFデータ
(2つ折り製本) A1	1部	各分冊
(2つ折り製本) A3縮小版	6部	各分冊
(3) 工事費内訳明細書	1部	データ共 (PDF及びExcel等)
(4) 数量調書 (集計表・数量計算書)	1部	公共建築工事積算基準による
(5) 積算根拠資料	1部	別途工事分のみ
(6) 構造計算書	1部	使用ソフトの概要書共 申請添付は別途
(7) 法令等チェックリスト	1部	
(8) 各種設計計算書・設計検討書	1部	
(9) 実施設計説明書 ・意匠計画書 ・構造計画書 ・設備計画書 ・各室面積表 ・各室性能等一覧表	3部	概要書含む
(10) 協議 (打合せ) 記録簿	1部	関係官公署含む
(11) 各種技術資料	1部	
(12) 各種報告書	1部	
(13) 各種申請書・届出書	—	必要部数とする
(14) 完成予想イメージ図 (A2)	各3部	外観1面、内観5面、アルミ額入り
(15) その他本市の指示するもの	—	

- ・実施設計図製本は、建築意匠、建築構造、電気設備、空気調和設備、給排水衛生設備ごとに分冊で作成する。なお、その場合においても、1冊の厚さが3cmを超える場合は、本市と協議し分冊を検討すること。
- ・各提出図書は、建築意匠、建築構造、電気設備、空気調和設備、給排水衛生設備ごとに左綴じ製本を行い提出すること。

- CADデータは、原則として以下のとおりとする。
 1. JW-WIN形式、及びPDF形式
 2. JW-WIN形式による提出が困難である場合は、受注者が使用するCADのファイル形式、及びSXF形式（SXFに対応していない場合は、DXF形式）

なお、変換したファイルは、文字化け、線種その他の修正を行い、提出したPDF及び製本と同様の印刷ができるようにすること。
- 各提出物について、摘要欄に記載のないものについても電子データを提出すること。提出する電子データは、完成予想イメージ図を除きPDFを基本とするが、本市と協議すること。
- 設計図、及び完成予想イメージ図を除き、A4サイズの製本を基本とするが、事前に本市と協議すること。
- その他様式、書式等については、事前に本市と協議すること。
- 確認済証、その他認定書等については、取得後速やかに提出すること。
- その他本市の指示により、必要な提出物を提出すること。

別表3 建設業務着手時の提出物（各工事の着手前までに提出するものを含む）

提出図書	部数	摘要
(1) 総合実施工程表	1部	
(2) 使用資材承諾願	1部	当該工事の着手前までに
(3) 施工計画書	1部	当該工事の着手前までに
(4) 施工図	1部	当該工事の着手前までに
(5) 施工体制台帳	1部	当該工事（下請負）の着手前までに
(6) 下請負届出書	1部	(4) に含めて提出する
(7) 着工前現状報告書	1部	
(8) 工事実施状況報告書	1部	毎月5日までに
(9) 再生資源利用計画書	1部	電子データ共
(10) 再生資源利用促進計画書	1部	電子データ共
(11) 工事実績情報内容確認書	1部	
(12) 建設業退職共済組合証紙購入状況報告書	1部	
(13) 配置技術者届出書	1部	
(14) その他本市の指示するもの	—	

- ・各様式は、本市との協議による。
- ・その他の工事中の提出書類については、倉敷市営繕工事施工監理要領に準じるものとし、摘要については本市との協議による。
- ・必要部数には、事業者の控えを含まないため、承諾印押印用などの必要部数を適宜追加すること。

別表4 建設業務完了時の提出物

提出図書	部数	摘要
(1) 施工業務完了届	1部	
(2) 工事写真	1部	電子データ共
(3) 完成写真	1部	電子データ共
(4) 完成図書	2部	黒表紙金文字製本
(5) 完成図（原図）	1部	CADデータ
(2つ折り製本) A1	2部	各分冊

提出図書	部数	摘要
(2つ折り製本) A3縮小版	2部	各分冊
(6) 施工図 (原図)	1部	CADデータ
(2つ折り製本) A1	2部	各分冊
(2つ折り製本) A3縮小版	2部	各分冊
(7) 監督日誌	1部	
(8) 材料検査簿	1部	
(9) 再資源化等報告書	1部	建設リサイクル法
(10) 再生資源利用実施書	1部	電子データ共
(11) 再生資源利用促進実施書	1部	電子データ共
(12) 発生材報告書	1部	
(13) 工事中仮設電力、水道、ガス等使用量報告書	1部	
(14) 工事材料搬入報告書	1部	
(15) 各種試験結果報告書	1部	
(16) 各種設備台帳	1部	電子データ共
(17) 機器取扱説明書	2部	電子データ共
(18) 鍵 (個別キー)	各5本	既存マスター系統に組込む
(19) カギBOX	1部	
(20) 作品写真集	1部	外観10カット、内観100カット程度
(21) 長期修繕計画書	1部	電子データ共
(22) 総合維持管理業務仕様書	1部	
(23) エネルギー使用量予測書	1部	
(24) 積載荷重一覧表	1部	平面図に記載する
(25) その他本市の指示するもの	—	

- ・各様式は、本市との協議による。
- ・完成図書、及び完成図の作成については、倉敷市営繕工事施工監理要領に準じるものとし、完成図書に含めるべき内容の詳細については、本市との協議による。
- ・各データの形式等については、「別表2 設計業務完了時の提出物」の記載に準じる。
- ・その他本市の指示により、必要な提出物を提出すること。

別表5 工事監理業務着手時の提出物

提出図書	部数	摘要
(1) 工事監理業務工程表	1部	着手時
(2) 工事監理業務計画書	1部	着手時
(3) 各種説明図	1部	必要時
(4) デザイン詳細図	1部	必要時
(5) 色彩計画書	2部	必要時
(6) 月間工事監理業務計画・報告書	1部	毎月5日までに
(7) 月間工事監理記録表	1部	毎月5日までに
(8) その他本市の指示するもの	—	

- ・様式は任意とする。
- ・(6)、(7)は、工事ごとに立会検査、確認等の状況や結果報告、建設企業への指示内容等が分かるように作成する。

別表6 工事監理業務完了時の提出物

提出図書	部数	摘要
(1) 工事監理業務完了届	1部	
(2) 工事監理報告書	1部	建築士法による
(3) 工事監理業務報告書	1部	
(4) 工事監理チェックシート	1部	
(5) 建築物の利用に関する説明書	1部	
(6) その他本市の指示するもの	—	

- ・様式は任意とする。
- ・(3)、(4)は、工事及び工種ごとに立会検査、確認等の状況や結果を含め、建設業務が要求水準書等に適合していることの確認結果が分かるように作成すること。
- ・建築物等の利用に関する説明書は、「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き（本編）」（国土交通省官庁営繕部）に基づき、「建築物等の利用に関する説明書作成例」を参考に作成する。
なお、建設企業が業務完了時作成する長期修繕計画書、総合維持管理業務仕様書、エネルギー使用量予測書等と兼ねて作成し、必要事項が記載されていることを確認することができた場合は、それをもって提出に代えることができるものとする。
- ・その他本市の指示により、必要な提出物を提出すること。